

発議第42号

村越祐民市長に対し、市長室にシャワーを設置したことにつき、市民に謝罪するとともに記者会見を開くよう求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年3月11日

提出者

市議会議員 清水 みな子

〃 増田 好秀



村越祐民市長に対し、市長室にシャワーを設置したことにつき、市民に謝罪するとともに記者会見を開くよう求める決議

令和3年2月26日の市川市議会2月定例会代表質問で、市川市の新第1庁舎の市長室にシャワー室が設置されていることがわかった。このシャワー室は、昨年8月の新第1庁舎一部供用開始の前に行われた新第1庁舎内覧会の際に設置されていなかったものである。また、シャワー室の設置にかかる費用は、新第1庁舎整備事業費の執行差金（剰余金）から出されたものである。この追加工事については、事前、事後を通じ市議会にも市民にも、何ら説明もされていない。このような形でのシャワー室の設置は、到底受け入れることはできない。

そこで本市議会は、3月4日に発議第29号を通じて村越祐民市長に対し猛省を求めたところであるが、村越市長は3月11日現在、未だに市民に対しても市議会に対しても謝罪をしていないばかりか、記者会見にも応じておらず、説明責任を果たしているとは言い難い。

よって本市議会は、村越祐民市長に対し、市長室にシャワーを設置したことにつき市民に謝罪するよう強く求める。併せて、記者会見を速やかに開き、質疑応答を通じて説明責任を果たされるよう要請する。

以上、決議する。

#### 提案理由

村越祐民市長に対し、市長室にシャワーを設置したことにつき、市民に謝罪するとともに記者会見を開くよう求めるため本決議を提案するものである。